

適時開示、内部者取引規制、臨時報告書提出に係る条文一覧

- 上場規程 : 有価証券上場規程
- 施行規則 : 有価証券上場規程施行規則
- 金商法 : 金融商品取引法
- 金商法施行令 : 金融商品取引法施行令
- 投資信託法 : 投資信託及び投資法人に関する法律
- 規制府令 : 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
- 開示府令 : 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

(1) 投資法人の決定事実..... 1

(2) 投資法人の発生事実..... 7

(3) 投資法人の決算情報..... 20

(4) 投資法人の利益予想の修正、金銭の分配予想の修正等..... 20

(5) 資産運用会社の決定事実..... 24

(6) 資産運用会社の発生事実..... 31

(7) 運用資産等に関する情報..... 40

(1) 投資法人の決定事実

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
a. 投資口の併合又は投資口分割	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a (a) 投資口の併合又は分割	○ 金商法第 166 条第 2 項第 9 号ホ 投資口の分割 <u>軽微基準</u> ● 規制府令第 55 条の 2 第 3 号 投資口の分割により 1 口に対し増加する投資口の数の割合が、0.1 未満であること	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
b. 投資口の追加発行又は売出し	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a (b) 投資口の追加発行又は売出し	○ 金商法第 166 条第 2 項第 9 号ロ 投資信託法第 82 条第 1 項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集 軽微基準 ● 規制府令第 55 条の 2 第 1 号 投資信託法第 82 条第 1 項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の払込金額の総額が 1 億円（外国通貨をもって表示される投資証券の募集の場合にあっては、1 億円に相当する額）未満であると見込まれること	○ 開示府令第 29 条第 2 項第 1 号 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集（当該特定有価証券が金商法第 2 条第 3 項に規定する第 1 項有価証券である場合には、均一の条件で 50 名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（同条第 4 項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第 3 項に規定する第 1 項有価証券である場合には、均一の条件で 50 名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合
c. 投資法人債の募集又は資金の借入れ	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a (c) 投資法人債の募集又は資金の借入れ		
d. 合併	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a (d) 合併	○ 金商法第 166 条第 2 項第 9 号ト 合併 軽微基準 ● 規制府令第 55 条の 2 第 5 号 合併による投資法人の資産の増加額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する営業期間及び翌営業期間の各営業期間（当該投資法人の営業期間が 6 月である場合には、当該合併の予定日の属する営業期間開始	○ 開示府令第 29 条第 2 項第 7 号 当該発行者（投資法人に限る。）の資産の額が、当該発行者の最近特定期間の末日における純資産額の 100 分の 10 以上増加することが見込まれる吸収合併（投資信託法第 147 条第 1 項に規定する吸収合併をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者の営業収益が、当該発行者の最近特定期間の営業収益（当該発行者の特定期間が 6 月である場合にあっては、最近の連続特定期間（連続する二特定期間をいう。）における各特定期間の営業収益

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
		<p>の日から開始する特定営業期間（連続する二営業期間をいう。以下同じ。）及び翌営業期間の各特定営業期間）においていずれも当該合併による当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益（当該投資法人の営業期間が6月である場合にあつては、最近二営業期間の営業収益の合計額）の100分の10に相当する額未満であると見込まれること</p>	<p>の合計額）の100分の3以上増加することが見込まれる吸収合併に係る契約の締結が、当該発行者の役員会により承認された場合</p> <p>○ 開示府令第29条第2項第8号 新設合併（投資信託法第148条第1項に規定する新設合併をいう。以下この号において同じ。）に係る契約の締結が、当該発行者（投資法人に限る。）の役員会により承認された場合</p>
<p>e. 規約の変更又は解散</p>	<p>○ 上場規程第1213条第2項第1号a(e) 規約の変更又は解散</p> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第1229条第1項第1号 規約及び投資信託約款の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当すること。</p> <p>a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更</p> <p>b 本店所在地の変更</p> <p>c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由</p>	<p>○ 金商法第166条第2項第9号チ 解散（合併による解散を除く。）</p>	<p>○ 開示府令第29条第2項第14号 当該発行者の解散若しくは当該発行者の発行する第23条第2号に掲げる特定有価証券に係る信託の終了（以下この号において「解散等」という。）又は解散等の決議（投資主総会又は受益者集会の決議その他これらに準ずるものをいう。）に関する議案を提出することが、当該発行者における業務執行等決定機関により決定された場合（第7号若しくは第8号の承認又はファンドの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する併合をいう。）についての同法第16条の規定による届出に係る決定が行われた場合を除く。）</p>
<p>f. 上場廃止申請</p>	<p>○ 上場規程第1213条第2項第1号a(f) 国内の金融商品取引所に対する不動産投資信託証券の上場の廃止に係る申請</p>	<p>○ 金商法施行令第29条の2の2第2号 金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請</p>	
<p>g. 破産手続開始又</p>	<p>○ 上場規程第1213条第2項第1号a(g)</p>	<p>○ 金商法施行令第29条の2の2第5号</p>	<p>○ 開示府令第29条第2項第10号</p>

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
は再生手続開始	破産手続開始又は再生手続開始の申立て	破産手続開始又は再生手続開始の申立て	当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券（第 23 条第 2 号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に係る民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合
h. 公認会計士等の異動	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a (h) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動		
i. 株式事務代行機関への事務の委託の取り止め	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a (i) 投資主名簿に関する事務を当取引所の承認する機関に委託しないこと。		
j. 資産運用に係る委託契約の締結又はその解約	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a (j) 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約	○ 金商法第 166 条第 2 項第 9 号イ 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約	
k. 金銭の分配	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a (k) 金銭の分配	○ 金商法第 166 条第 2 項第 9 号へ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 軽微基準 ● 規制府令第 55 条の 2 第 4 号 1 口当たりの金銭の分配の額を前営業期間に係る 1 口当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が 0.8 を超え、かつ、1.2 未満であるこ </div>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
		と	
l. 公開買付けに対抗するための買付等の要請	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a (1) 金商法第 166 条第 6 項第 4 号又は金商法第 167 条第 5 項第 5 号に規定する要請	○ 金商法施行令第 29 条の 2 の 2 第 6 号 金商法第 166 条第 6 項第 4 号又は第 167 条第 5 項第 5 号に規定する要請	
m. 自己投資口の取得	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a (m) 投資信託法第 80 条の 2 第 1 項 (投資信託法第 80 条の 5 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による自己投資口の取得	○ 金商法第 166 条第 2 項第 9 号ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第 80 条の 2 第 1 項 (同法第 80 条の 5 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による自己の投資口の取得	
n. 新投資口予約権無償割当て	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a (n) 新投資口予約権無償割当て	<p>○ 金商法第 166 条第 2 項第 9 号ニ 投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当て</p> <hr/> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第 55 条の 2 第 2 号 新投資口予約権無償割当て (投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。以下この号、第 59 条第 1 項第 13 号及び第 63 条第 1 項第 13 号において同じ。) により割り当てる新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が 1 億円 (外国通貨をもって表示される新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を割り当てる場合にあつては、1 億円に相当する額) 未満であると見込まれ、かつ、当該新投資口予約権無償割当てにより 1 口に対し割り当てる新投資口予約</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
		権の目的である投資口の数の割合が 0.1 未満であること。	
o. 損失の全部又は一部の出資総額等からの控除	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a (o) 投資信託法第 136 条第 2 項の規定に基づき、損失の全部又は一部を出資総額等から控除すること。		
p. その他重要な事項	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a (p) (a) から前 (o) までに掲げる事項のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	○ 金商法 166 条第 2 項第 14 号第 9 号から前号までに掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	○ 開示府令第 29 条第 2 項第 12 号 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第 8 条の 4 に規定する重要な後発事象に相当する事象であって、当該事象の損益に与える影響額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の 100 分の 3 以上かつ最近 5 特定期間における純利益（当該発行者の特定期間が 6 月である場合にあつては、最近の 5 連続特定期間（連続特定期間（最近の連続特定期間を含む。）の開始日の前日に終了するものに限る。）における合計後純利益（一の連続特定期間における各特定期間の純利益の合計額又は純利益及び純損失の合計額（当該合計額が 0 を上回る場合に限る。）をいう。）の平均額の 100 分の 20 以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

(2) 投資法人の発生事実

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
a. 業務改善命令	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b (a) 投資信託法第 214 条の規定による業務改善命令		
b. 上場廃止の原因となる事実	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b (b) 特定有価証券（金商法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券をいう。以下この (b) において同じ。）又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実	○ 金商法第 166 条第 2 項第 10 号ロ 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実 ----- 軽微基準 ● 規制府令第 55 条の 3 第 2 号 金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資法人債券に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実（投資口の上場廃止の原因となる事実を除く。）が生じたこと	
c. 基準純資産額を下回るおそれ	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b (c) 純資産の額が投資信託法第 124 条第 1 項に定める基準純資産額を下回るおそれが生じたこと。		
d. 投資法人の登録取消しの通告	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b (d) 投資信託法第 215 条第 2 項の規定による登録取消しの通告		
e. 公認会計士等の異動	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b (e) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の		

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前 a の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）</p>		
<p>f. 有価証券報告書・半期報告書の提出遅延、提出期限延長承認</p>	<p>○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b (f) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、金商法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。</p>		
<p>g. 株式事務代行委託契約の解除通知の受領等</p>	<p>○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b (g) 投資主名簿に関する事務の委託契約の解除の通知の受領その他投資主名簿に関する事務を当取引所の承認する機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は投資主名簿に関する事務を当取引所の承認する機関に委託しないこととなったこと。</p>		

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
<p>h. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p>	<p>○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b (h) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第 1229 条第 1 項第 2 号 次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が投資法人の直前営業期間の末日における純資産総額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が投資法人の直前営業期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が投資法人の直前営業期間の当期純利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p>	<p>○ 金商法第 166 条第 2 項第 10 号イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第 55 条の 3 第 1 項第 1 号 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること</p>	<p>○ 開示府令第 29 条第 2 項第 5 号 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等に係る重要な災害（当該ファンド等の当該災害による被害を受けた資産（有価証券を除く。）の帳簿価額が当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）の 100 分の 3 以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該ファンド等の運用実績に著しい影響を及ぼすと認められる場合</p>
<p>i. 訴訟の提起又は判決等</p>	<p>○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b (i) 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部</p>	<p>○ 金商法施行令第 29 条の 2 の 3 第 1 号 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部</p>	<p>○ 開示府令第 29 条第 2 項第 6 号 当該発行者若しくは当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人（第 23 条第 2 号に掲げる特定有価証券に係</p>

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第 1229 条第 1 項第 3 号</p> <p>a 訴えが提起された場合</p> <p>訴訟の目的の価額が投資法人の直前営業期間の末日における純資産総額の 100 分の 15 に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合</p> <p>前 a に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部もしくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この号において同じ。）の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない</p>	<p>若しくは一部が裁判によらずに完結したこと</p> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第 55 条の 3 第 1 項第 3 号</p> <p>次に掲げるもののいずれかに該当すること</p> <p>イ 訴えが提起されたことにはあつては、訴訟の目的の価額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の 100 分の 15 に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「判決等」という。）にはあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟</p>	<p>るファンド等の主要な関係法人に限る。以下この号において同じ。）に対し訴訟（同条第 2 号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあつては、当該ファンド等に属する財産をもって履行する責任を負う債務に係る訴訟に限る。以下この号において同じ。）が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額（同条第 2 号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあつては、当該ファンド等に属する財産をもって履行する責任を負う債務に係る損害賠償請求金額に限る。）が、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の 100 分の 15 以上に相当する額である場合又は当該発行者若しくは当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額（同号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあつては、当該特定有価証券に係るファンド等に属する財産をもって履行する責任を負う債務に係る損害賠償支払金額に限る。）が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の 100 分の 3 以上に相当する額である場合</p>

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 判決等により当該投資法人の給付する財産の額が当該投資法人の直前営業期間の末日における純資産総額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 判決等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 判決等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人の経常利益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(d) 判決等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による</p>	<p>の一部が裁判によらずに完結した場合であって、当該判決等により投資法人の給付する財産の額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>当該投資法人の当期純利益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>		
<p>j. 仮処分命令の申立て又は決定等</p>	<p>○ 上場規程第1213条第2項第1号b(j)資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第1229条第1項第4号</p> <p>a 仮処分命令の申立てがなされた場合</p> <p>当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完</p>	<p>○ 金商法施行令第29条の2の3第2号資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第55条の3第1項第4号</p> <p>イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完結した</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>結した場合</p> <p>前 a に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この号において同じ。）の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の（a）から（c）までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>（a） 裁判等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>（b） 裁判等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の経常利益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>（c） 裁判等の日の属する営業期間開始</p>	<p>こと（以下ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の当期純利益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>		
k. 登録の取消し	<p>○ 上場規程第1213条第2項第1号b(k)投資信託法第216条第1項の規定による同法第187条の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分</p> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第1229条第1項第5号法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>	<p>○ 金商法施行令第29条の2の3第3号投資信託法第216条第1項の規定による投資信託法第187条の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分</p> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第55条の3第1項第5号法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>	<p>○ 開示府令第29条第2項第13号当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分に関して、当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人又は当該は後者の発行する特定有価証券（第23条第2号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に対し、登録の取消し又は業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分（これらに相当する外国の法令に基づく処分を含む。）があった場合</p>
l. 破産手続開始又は再生手続開始の申立て	<p>○ 上場規程第1213条第2項第1号b(1)債権者その他の当該投資法人以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て</p>	<p>○ 金商法施行令第29条の2の3第4号債権者その他の当該上場会社等(金商法第163条第1項に規定する上場投資法人等)に限る。以下この条から第29条の2の5までにおいて同じ。)以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て</p>	<p>○ 開示府令第29条第2項第10号当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券(第23条第2号に掲げる特定有価証券に限る。)に係る信託に係る民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154</p>

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
			号)の規定による再生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合
m. 不渡り等	○ 上場規程第1213条第2項第1号b(m)不渡り等	○ 金商法施行令第29条の2の3第5号不渡り等	
n. 債務の取立不能又は取立遅延	<p>○ 上場規程第1213条第2項第1号b(n)債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <hr/> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第1229条第1項第6号次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が当該投資法人の直前営業期間の末日における純資産総額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 売掛金、貸付金その他の債権又は</p>	<p>○ 金商法施行令第29条の2の3第6号債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <hr/> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第55条の3第1項第6号売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。</p>	<p>○ 開示府令第29条第2項第11号当該発行者に債務を負っている者及び当該発行者から債務の保証を受けている者(第23条第2号に掲げる特定有価証券にあっては、当該特定有価証券に係るファンド等に属する債権に係る債務を負っている者。以下この号において「債務者等」という。)について手形若しくは小切手の不渡り、破産手続開始の申立て等又はこれらに準ずる事実があり、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の100分の3以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、賃料その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合</p>

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>求償権について債務の不履行のおそれのある額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>		
<p>o. 取引先との取引停止</p>	<p>○ 上場規程第1213条第2項第1号b(o) 主要取引先（金商法施行令第29条の2の3第7号に定める取引先をいう。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止</p> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第1229条第1項第7号 取引先との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該取引の停止による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>	<p>○ 金商法施行令第29条の2の3第7号 主要取引先（前営業期間における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の100分の10以上である取引先（営業期間が6月以下であるものとして内閣府令で定める上場会社等にあつては、内閣府令で定める取引先）をいう。）との取引の停止</p> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第55条の3第1項第7号 主要取引先（同号に規定する主要取引先をいう。）との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該取引の停止による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
<p>p. 債務免除等の金融支援</p>	<p>○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b (p) 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p> <hr/> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第 1229 条第 1 項第 8 号 次の (a) から (c) までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額をいう。以下この号において同じ。）が当該投資法人の直前営業期間の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済による経常利益の増加額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済による当期純利益の増加額が投資法人の直前営業期間の当期純利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p>	<p>○ 金商法施行令第 29 条の 2 の 3 第 8 号 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p> <hr/> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第 55 条の 3 第 1 項第 8 号 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が投資法人の最近営業期間の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額未満であること</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
q. 資源の発見	<p>○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b (q) 資源の発見</p> <hr/> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第 1229 条第 1 項第 9 号 発見された資源の採掘又は採取を開始する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間においていずれも当該資源による投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>	<p>○ 金商法施行令第 29 条の 2 の 3 第 9 号 資源の発見</p> <hr/> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第 55 条の 3 第 1 項第 9 号 発見された資源の採掘又は採取を開始する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間においていずれも当該資源による投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>	
r. (削除)	(削除)		
s. 投資証券の発行差止請求	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b (s) 投資主による投資証券の発行の差止めの請求		
t. その他重要な事項	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b (t) (a) から前 (s) に掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	○ 金商法 166 条第 2 項第 14 号第 9 号から前号までに掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	○ 開示府令第 29 条第 2 項第 12 号 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第 8 条の 4 に規定する重要な後発事象に相当する事象であって、当該事象の損益に与える影響額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の 100 分の 3 以上かつ最近 5 特定期間における純利益（当該発行者の特定期間が 6 月である場合にあっては、最近の 5 連続特定期間（連

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
			続特定期間（最近の連続特定期間を含む。）の開始日の前日に終了するものに限る。）における合計後純利益（一の連続特定期間における各特定期間の純利益の合計額又は純利益及び純損失の合計額（当該合計額が0を上回る場合に限る。）をいう。）の平均額の100分の20以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

（注）施行規則各号に定める基準について、当該投資法人の営業期間が6月であるときは、当該各号中「各特定営業期間」とあるのは「各特定営業期間（1の特定営業期間（連続する2営業期間をいう。）の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「直前営業期間の営業収益」とあるのは「直前2営業期間の営業収益の合計額」と、「直前営業期間の経常利益」とあるのは「直前2営業期間の経常利益の合計額」と、「直前営業期間の当期純利益」とあるのは「直前2営業期間の当期純利益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。（施行規則第1229条第2項）

（注）規制府令各号に定める基準について、投資法人の営業期間が6月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（1の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。（規制府令第55条の3第3項）

(3) 投資法人の決算情報

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
a. 投資法人の決算情報	○ 上場規程第 1213 条第 3 項第 4 号 上場不動産投資信託証券に係る営業期間若しくは計算期間又は中間営業期間若しくは中間計算期間に係るファンドの決算の内容（施行規則で定める情報を含む。）が定まった場合		

(4) 投資法人の利益予想の修正、金銭の分配予想の修正等

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
a. 利益予想の修正、金銭の分配予想の修正	○ 上場規程第 1213 条第 3 項第 5 号 上場不動産投資信託証券に係るファンドの営業収益、経常利益、純利益又は金銭の分配若しくは収益の分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間又は前計算期間の実績値）に比較して当該上場不動産投資信託証券の発行者が新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算において差異が生じた場合	○ 金商法第 166 条第 2 項第 11 号 当該上場会社等の営業収益、経常利益若しくは純利益（第 4 項第 2 号において「営業収益等」という。）又は第 9 号へに規定する分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間（投資信託法第 129 条第 2 項に規定する営業期間をいう。以下この号において同じ。）の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当営業期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと	
	重要基準 ● 施行規則第 1229 条第 5 項	重要基準 ● 規制府令第 55 条の 4	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に掲げる基準をいう。</p> <p>(1) 営業収益</p> <p>新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間又は前計算期間の実績値。以下この項において同じ。）で除して得た数値が 1.1 以上又は 0.9 以下であること。</p> <p>(2) 経常利益</p> <p>新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値がゼロのときは、この基準に該当するものとして取り扱うものとする。）であること。</p> <p>(3) 純利益</p> <p>新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値がゼロのときは、この基準に該当するものとして取り扱うものとする。）であること。</p>	<p>次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。</p> <p>第 1 号 営業収益</p> <p>新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）で除して得た数値が 1.1 以上又は 0.9 以下であること</p> <p>第 2 号 経常利益</p> <p>新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が零の場合は全てこの基準に該当することとする。）であり、かつ、新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）とのいずれか少くない数値から他方を減じて得たものを前営業期間の末日における純資産額で除して得た数値が 100 分の 5 以上</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>(4) 金銭の分配又は収益の分配</p> <p>新たに算出した予想値又は当営業期間又は当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が 1.05 以上又は 0.95 以下（公表がされた直近の予想値がゼロのときは、この基準に該当するものとして取り扱うものとする。）であること。</p>	<p>であること</p> <p>第 3 号 純利益</p> <p>新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が零の場合は全てこの基準に該当することとする。）であり、かつ、新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを前営業期間の末日における純資産額で除して得た数値が 100 分の 2.5 以上であること</p> <p>第 4 号 金銭の分配</p> <p>新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間に係る金銭の分配の実績値）で除して得た数値が 1.2 以上又は 0.8 以下（公表がされた直近の予想</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
		値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が零の場合は全てこの基準に該当することとする。) であること	

(5) 資産運用会社の決定事実

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
a. 上場廃止申請	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 c (a) 国内の金融商品取引所に対する不動産投資信託証券の上場の廃止に係る申請		
b. 合併	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 c (b) 当該資産運用会社の合併	○ 金商法第 166 条第 2 項第 12 号へ 合併 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 軽微基準 </div> ● 規制府令第 55 条の 5 第 1 項第 3 号 吸収合併存続会社（会社法第 749 条第 1 項に規定する吸収合併存続会社をいう。）となる資産運用会社にあつて、主要株主の異動が見込まれる合併以外の合併	
c. 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 c (c) 当該資産運用会社の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て	○ 金商法施行令第 29 条の 2 の 4 第 5 号 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て	○ 開示府令第 29 条第 2 項第 10 号 当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券（第 23 条第 2 号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に係る民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合
d. 解散	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 c (d) 当該資産運用会社の解散（合併による解散を除く。）	○ 金商法第 166 条第 2 項第 12 号ト 解散（合併による解散を除く。）	
e. 事業の休止又は	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 c (e)	○ 金商法施行令第 29 条の 2 の 4 第 3 号	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
廃止	<p>当該投資法人から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止</p> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第 1229 条第 1 項第 10 号 次の (a) から (c) までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の経常利益の増加額又は減少額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の</p>	<p>当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止</p> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第 55 条の 5 第 1 項第 6 号 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の当期純利益の増加額又は減少額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>		
<p>f. 資産運用の全部又は一部の休止又は廃止</p>	<p>○ 上場規程第1213条第2項第1号c(f) 当該投資法人から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止</p> <hr/> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第1229条第1項第11号 次の(a)から(c)までに掲げるものいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 当該投資法人から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 当該投資法人から委託を受けて行</p>	<p>○ 金商法施行令第29条の2の4第4号 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなるもの</p> <hr/> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第55条の5第1項第7号 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなる予定日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止されることとなることによる当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>う 資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の経常利益の増加額又は減少額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 当該投資法人から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の当期純利益の増加額又は減少額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>		
g. 会社分割	○ 上場規程第1213条第2項第1号c(g) 当該資産運用会社の会社分割	<p>○ 金商法施行令第29条の2の4第1号 会社分割</p> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第55条の5第1項第4号次に掲げるもののいずれかに該当すること</p> <p>イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であつて、投資法人から</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
		委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合以外の場合 ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であって、主要株主の異動が見込まれる場合以外の場合	
h. 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 c (h) 当該資産運用会社の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	○ 金商法施行令第 29 条の 2 の 4 第 2 号 事業譲渡 軽微基準 ● 規制府令第 55 条の 5 第 1 項第 5 号次に掲げるもののいずれかに該当すること イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であって、投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合以外の場合 ロ 事業の全部または一部を譲り受ける場合であって、主要株主の異動が見込まれる場合以外の場合	
i. 資産運用に係る委託契約の解消	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 c (i) 当該投資法人と締結した資産の運用に係る委託契約の解約	○ 金商法第 166 条第 2 項第 12 号ロ 当該上場会社等と締結した資産の運用に係る委託契約の解約	
j. 株式交換	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 c (j) 当該資産運用会社の株式交換	○ 金商法第 166 条第 2 項第 12 号ハ 株式交換 軽微基準 ● 規制府令第 55 条の 5 第 1 項第 2 号 株式交換完全親会社となる資産運用会社にあ	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
		って、主要株主の異動が見込まれる株式交換以外の株式交換	
k. 株式移転	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 c (k) 当該資産運用会社の株式移転	○ 金商法第 166 条第 2 項第 12 号ニ 株式移転	
k の 2. 株式交付	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 c (k) の 2 当該資産運用会社の株式交付	○ 金商法第 166 条第 2 項第 12 号ホ 株式交付 軽微基準 ● 規制府令第 55 条の 5 第 1 項第 2 号の 2 主要株主の異動が見込まれる株式交付以外の 株式交付	
1. 新たな資産の運用の開始	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 c (1) 当該投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、新たな資産の運用であるものの開始 軽微基準 ● 施行規則第 1229 条第 1 項第 12 号 当該投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、新たな資産の運用であるものが開始されることとなる予定日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該新たな資産の運用の開始による当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな資産の運用	○ 金商法施行令第 29 条の 2 の 4 第 6 号 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、新たに開始されることとなるもの 軽微基準 ● 規制府令第 55 条の 5 第 1 項第 8 号 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、新たに開始されることとなる予定日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該資産の運用が新たに開始されることとなることによる当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該資産の運用が新たに開始されることとなるために	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>の開始のために特別に支出する額の合計額が当該投資法人の直前営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>	<p>当該投資法人が特別に支出する額の合計額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること</p>	
<p>m. 認可若しくは承認の申請又は届出</p>	<p>○ 上場規程第1213条第2項第1号c(m) 当該資産運用会社が法令に基づき行政庁に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出</p> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第1229条第1項第13号 当該資産運用会社又は当該投資信託委託会社が法令に基づき行政庁に対して行う届出のうち、当取引所が定めるもの</p>		
<p>n. その他重要な事項</p>	<p>○ 上場規程第1213条第2項第1号c(n) (a)から前(m)までに掲げる事項のほか、上場不動産投資信託証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>	<p>○ 金商法166条第2項第14号 第9号から前号までに掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>	<p>○ 開示府令第29条第2項第12号 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第8条の4に規定する重要な後発事象に相当する事象であって、当該事象の損益に与える影響額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の100分の3以上かつ最近5特定期間における純利益（当該発行者の特定期間が6月である場合にあつては、最近の5連続特定期間（連続特定期間（最近の連続特定期間を含む。）の</p>

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
			開始日の前日に終了するものに限る。)における合計後純利益(一の連続特定期間における各特定期間の純利益の合計額又は純利益及び純損失の合計額(当該合計額が0を上回る場合に限る。)をいう。)の平均額の100分の20以上に相当する額になる事象をいう。)が発生した場合

(注) 上場規程施行規則各号に定める基準について、当該投資法人の営業期間が6月であるときは、当該各号中「各特定営業期間」とあるのは「各特定営業期間(1の特定営業期間(連続する2営業期間をいう。)の末日の翌日に開始するものに限る。)」と、「直前営業期間の営業収益」とあるのは「直前2営業期間の営業収益の合計額」と、「直前営業期間の経常利益」とあるのは「直前2営業期間の経常利益の合計額」と、「直前営業期間の当期純利益」とあるのは「直前2営業期間の当期純利益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。(施行規則第1229条第2項)

(注) 規制府令各号に定める基準について、投資法人の営業期間が6月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間(1の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。)」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。(規制府令第55条の5第2項)

(6) 資産運用会社の発生事実

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
a. 業務改善命令	○ 上場規程第1213条第2項第1号d(a) 金商法第51条の規定による業務改善命令		
b. 上場廃止の原因となる事実	○ 上場規程第1213条第2項第1号d(b) 上場廃止の原因となる事実		
c. 行政庁による認可、承認又は処分	○ 上場規程第1213条第2項第1号d(c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、行政庁による法令に基づく認可、承認又は処分	○ 金商法第166条第2項第13号イ 金商法第52条第1項の規定による金商法第29条の登録の取消し、同項の規定による当該上場会社等の委託を受けて行う資産の運用に係る業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 軽微基準 ● 規制府令第55条の6第1項第1号 </div>	○ 開示府令第29条第2項第13号 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分に関して、当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人又は当該は後者の発行する特定有価証券(第23条第2号に掲げる特定有価証券に限る。)に係る信託に対し、登録の取消し又は業務の停止の処

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
		<p>法令に基づく処分を受けた日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること</p>	<p>分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分（これらに相当する外国の法令に基づく処分を含む。）があった場合</p>
<p>d. 特定関係法人の異動</p>	<p>○ 上場規程第1213条第2項第1号d(d) 特定関係法人（金商法第166条第5項に規定する特定関係法人をいう。）の異動</p>	<p>○ 金商法第166条第2項第13号ロ 特定関係法人の異動</p>	<p>○ 開示府令第29条第2項第2号 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人の異動（関係法人であった法人が関係法人でなくなること又は関係法人でなかった法人が関係法人になることをいう。以下この号において同じ。）が当該発行者における業務執行を決定する機関（当該発行者が第23条第2号に掲げる特定有価証券の発行者である場合にあっては、当該特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分を決定する機関。以下この号において「業務執行等決定機関」という。）により決定された場合（当該主要な関係法人の異動の決定を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書（その訂正届出書も含む。以下この号において同じ。）を既に提出した場合を除く。） 又は主要な関係法人の異動があった場合（当該主要な関係法人の異動が当該発行者における業務執行等決定機関により決定されたこと</p>

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
			<p>について臨時報告書若しくは次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合又は当該主要な関係法人の異動を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。)</p>
e. 主要株主の異動	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 d (e) 主要株主の異動	○ 金商法第 166 条第 2 項第 13 号ハ 主要株主の異動	
f. 訴訟の提起又は判決等	<p>○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 d (f) 当該投資法人から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第 1229 条第 1 項第 14 号</p> <p>a 訴えが提起された場合</p> <p>当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込ま</p>	<p>○ 金商法施行令第 29 条の 2 の 5 第 1 号 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第 55 条の 6 第 1 項第 2 号</p> <p>次に掲げるもののいずれかに該当すること</p> <p>イ 訴えが提起されたことにはあつては、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益</p>	<p>○ 開示府令第 29 条第 2 項第 6 号</p> <p>当該発行者若しくは当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人（第 23 条第 2 号に掲げる特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人に限る。以下この号において同じ。）に対し訴訟（同条第 2 号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあつては、当該ファンド等に属する財産をもって履行する責任を負う債務に係る訴訟に限る。以下この号において同じ。）が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額（同条第 2 号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあつては、当該ファンド等に属する財産をもって履行する責任を負う債務に係る損害賠償請求金額に限る。）が、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の 100 分の 15 以上に相当する額である場合又は当該発行者若しくは当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主</p>

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>れること。</p> <p>b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合</p> <p>前 a に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部もしくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この号において同じ。）の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 判決等の日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 判決等の日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該判決等による当該投</p>	<p>の100分の10に相当する額未満であると見込まれること</p> <p>ロ. 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること</p>	<p>要な関係法人に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額（同号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあつては、当該特定有価証券に係るファンド等に属する財産をもって履行する責任を負う債務に係る損害賠償支払金額に限る。）が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の100分の3以上に相当する額である場合</p>

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>資法人の経常利益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 判決等の日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人の当期純利益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p>		
g. 仮処分命令の申立て又は決定等	<p>○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 d (g) 当該投資法人から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第 1229 条第 1 項第 15 号</p> <p>a 仮処分命令の申立てがなされた場合 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する当該投資法人の</p>	<p>○ 金商法施行令第 29 条の 2 の 5 第 2 号 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第 55 条の 6 第 1 項第 3 号</p> <p>イ 仮処分命令の申立てがなされたこと にあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する投</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合</p> <p>前aに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部もしくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この号において同じ。）の場合又は前aに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 裁判等の日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資</p>	<p>資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>法人の直前営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 裁判等の日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の経常利益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 裁判等の日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の当期純利益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p>		
h. 破産手続開始の申立て等	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 d (h) 債権者その他の当該資産運用会社以外の者による破産手続開始の申立て等	○ 金商法施行令第 29 条の 2 の 5 第 3 号 債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 21 項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）以外の者による破産手続開始の申立て等	○ 開示府令第 29 条第 2 項第 10 号 当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券（第 23 条第 2 号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に係る民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の申立て、破

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
			産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合
i. 不渡り等	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 d (i) 不渡り等	○ 金商法施行令第 29 条の 2 の 5 第 4 号 不渡り等	
j. 特定関係法人に係る破産手続開始の申立て等	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 d (j) 特定関係法人（金商法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう。）に係る破産手続開始の申立て等	○ 金商法施行令第 29 条の 2 の 5 第 5 号 特定関係法人（法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう。）に係る破産手続開始の申立て等	○ 開示府令第 29 条第 2 項第 10 号 当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券（第 23 条第 2 号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に係る民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合
k. 特別支配株主による株式等売渡請求等	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 d (k) 特別支配株主（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該投資法人の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第 166 条第 4 項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。		
l. その他重要な事	○ 上場規程第 1213 条第 2 項第 1 号 d (l)	○ 金商法 166 条第 2 項第 14 号	○ 開示府令第 29 条第 2 項第 12 号

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
項	(a)から前(k)までに掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	第9号から前号までに掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第8条の4に規定する重要な後発事象に相当する事象であって、当該事象の損益に与える影響額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の100分の3以上かつ最近5特定期間における純利益（当該発行者の特定期間が6月である場合にあつては、最近の5連続特定期間（連続特定期間（最近の連続特定期間を含む。）の開始日の前日に終了するものに限る。）における合計後純利益（一の連続特定期間における各特定期間の純利益の合計額又は純利益及び純損失の合計額（当該合計額が0を上回る場合に限る。）をいう。）の平均額の100分の20以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

(注) 各号に定める基準について、当該投資法人の営業期間が6月であるときは、当該各号中「各特定営業期間」とあるのは「各特定営業期間（1の特定営業期間（連続する2営業期間をいう。）の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「直前営業期間の営業収益」とあるのは「直前2営業期間の営業収益の合計額」と、「直前営業期間の経常利益」とあるのは「直前2営業期間の経常利益の合計額」と、「直前営業期間の当期純利益」とあるのは「直前2営業期間の当期純利益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。（施行規則第1229条第2項）

(注) 規制府令各号に定める基準について、投資法人の営業期間が6月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（1の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。（規制府令第55条の6第2項）

(7) 運用資産等に関する情報

【運用資産等に係る決定事実】

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
a. 資産の譲渡又は取得	○ 上場規程第 1213 条第 3 項第 1 号 a 運用資産等に係る資産の譲渡又は取得	○ 金商法第 166 条第 2 項第 12 号イ 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、当該上場会社等による特定資産の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの。	
	<p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第 1229 条第 1 項第 16 号 次の a 又は b に掲げる基準</p> <p>a 譲渡する場合にあつては、直前営業期間又は直前計算期間の末日における譲渡対象資産の価格が 5,000 万円未満であること。</p> <p>b 取得する場合にあつては、取得対象資産の取得価格が 5,000 万円未満であると見込まれること。</p>	<p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第 55 条の 5 第 1 項第 1 号 次に掲げるもののいずれかに該当すること</p> <p>イ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、当該投資法人による特定資産の取得が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の取得価額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること</p> <p>ロ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、当該投資法人による特定資産の譲渡が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の譲渡価額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること</p>	
b. 資産の貸借又は貸借の解消	○ 上場規程第 1213 条第 3 項第 1 号 b 運用資産等（貸借権、地上権又は地役権の	○ 金商法第 166 条第 2 項第 12 号イ 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>目的となる不動産、第 1201 条第 12 号 f に規定する信託の信託財産に含まれる不動産及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。) の貸借又は貸借の解消</p> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第 1229 条第 1 項第 17 号</p> <p>a 貸借する場合</p> <p>次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 貸借が行われることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間(当該計算期間が6月の場合は各特定計算期間(1の特定計算期間(連続する2計算期間をいう。))の末日の翌日に開始するものに限る。))をいう。以下この号において同じ。))においていずれも当該貸借が行われることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの営業収益の増加額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の営業収益又は直前計算期間の営業収益(当該計算期間が6月の場合は最近2計算期間の営業収益の合計額をいう。以下この号</p>	<p>運用であって、当該上場会社等による特定資産の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの。</p> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第 55 条の 5 第 1 項第 1 号ハ</p> <p>次に掲げるもののいずれかに該当すること</p> <p>投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、当該投資法人による特定資産の貸借が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の貸借が行われることとなる予定日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該貸借が行われる事となることによる当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>において同じ。)の100分の5に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 貸借が行われることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が行われることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの経常利益の増加額又は減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益(当該計算期間が6月の場合は最近2計算期間の経常利益の合計額をいう。以下この号において同じ。)の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 貸借が行われることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が行われることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの当期純利益の増加額又は減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直</p>		

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益（当該計算期間が6月の場合は最近2計算期間の当期純利益の合計額をいう。以下この号において同じ。）の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 貸借を解消する場合</p> <p>次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの営業収益の減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の営業収益又は直前計算期間の営業収益の100分の5に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸</p>		

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>借が解消されることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの経常利益の増加額又は減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの当期純利益の増加額又は減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>		
c. その他重要な事項	○ 上場規程第1213条第3項第1号c a及び前bに掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	○ 金商法166条第2項第14号 第9号から前号までに掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	○ 開示府令第29条第2項第12号 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第8条の4に規定する重要な後発事象に相当する事象であって、当該事

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
			象の損益に与える影響額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の100分の3以上かつ最近5特定期間における純利益（当該発行者の特定期間が6月である場合にあっては、最近の5連続特定期間（連続特定期間（最近の連続特定期間を含む。）の開始日の前日に終了するものに限る。）における合計後純利益（一の連続特定期間における各特定期間の純利益の合計額又は純利益及び純損失の合計額（当該合計額が0を上回る場合に限る。）をいう。）の平均額の100分の20以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

(注) 各号に定める基準について、当該投資法人の営業期間が6月であるときは、当該各号中「各特定期間」とあるのは「各特定期間（1の特定期間（連続する2営業期間をいう。）の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「直前営業期間の営業収益」とあるのは「直前2営業期間の営業収益の合計額」と、「直前営業期間の経常利益」とあるのは「直前2営業期間の経常利益の合計額」と、「直前営業期間の当期純利益」とあるのは「直前2営業期間の当期純利益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。（施行規則第1229条第2項）

(注) 規制府令各号に定める基準について、投資法人の営業期間が6月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定期間（1の特定期間の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。（規制府令第55条の5第2項）

【運用資産等に係る発生事実】

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
a. 損害の発生	○ 上場規程第1213条第3項第2号a 運用資産等（賃借権、地上権又は地役権の目的となる不動産、第1201条第12号fに規定する信託の信託財産に含まれる不動産及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）に係る災害に起因する損害		○ 開示府令第29条第2項第5号 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等に係る重要な災害（当該ファンド等の当該災害による被害を受けた資産（有価証券を除く。）の帳簿価額が当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額（資産の

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>又は業務遂行の過程で生じた損害</p> <hr/> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第 1229 条第 1 項第 18 号 次の (a) から (c) までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間又は直前計算期間の末日における純資産総額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益（当該計算期間が 6 月の場合は最近 2 計算期間の経常利益の合計額をいう）の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該上場不</p>		<p>総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）の 100 分の 3 以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該ファンド等の運用実績に著しい影響を及ぼすと認められる場合</p>

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益（当該計算期間が6月の場合は最近2計算期間の当期純利益の合計額をいう）の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>		
<p>b. 資産の貸借の解消</p>	<p>○ 上場規程第1213条第3項第2号b 運用資産等（賃借権、地上権又は地役権の目的となる不動産、第1201条第12号fに規定する信託の信託財産に含まれる不動産及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）に係る貸借の解消（資産運用会社等が、当該運用資産等に係る貸借の解消を行うことについての決定をした場合において、前号bの規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）</p> <p>軽微基準</p> <p>● 施行規則第1229条第1項第19号 次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間（当該計算期間が6月の</p>	<p>○ 金商法施行令第29条の2の3第7号 主要取引先（前営業期間における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の100分の10以上である取引先（営業期間が6月以下であるものとして内閣府令で定める上場会社等にあつては、内閣府令で定める取引先）をいう。）との取引の停止</p> <p>軽微基準</p> <p>● 規制府令第55条の3第1項第7号 主要取引先（同号に規定する主要取引先をいう。）との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該取引の停止による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると</p>	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>場合は各特定計算期間（1の特定計算期間（連続する2計算期間をいう。）の末日の翌日に開始するものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの営業収益の減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の営業収益又は直前計算期間の営業収益（当該計算期間が6月の場合は最近2計算期間の営業収益の合計額をいう）の100分の5に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの経常利益の増加額又は減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益（当該計算期間が6月の場合には最近2計算期間の経常利益</p>	見込まれること。	

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
	<p>の合計額をいう)の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの当期純利益の増加額又は減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益(当該計算期間が6月の場合には最近2計算期間の当期純利益をいう)の合計額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>		
c. その他重要な事項	<p>○ 上場規程第1213条第3項第2号c a及び前bに掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>	<p>○ 金商法166条第2項第14号第9号から前号までに掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>	<p>○ 開示府令第29条第2項第12号 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象(財務諸表等規則第8条の4に規定する重要な後発事象に相当する事象であって、当該事象の損益に与える影響額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の100分の3以上かつ最近5特定期間における</p>

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
			純利益（当該発行者の特定期間が6月である場合にあっては、最近の5連続特定期間（連続特定期間（最近の連続特定期間を含む。）の開始日の前日に終了するものに限る。）における合計後純利益（一の連続特定期間における各特定期間の純利益の合計額又は純利益及び純損失の合計額（当該合計額が0を上回る場合に限り。）をいう。）の平均額の100分の20以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

(注) 各号に定める基準について、当該投資法人の営業期間が6月であるときは、当該各号中「各特定営業期間」とあるのは「各特定営業期間（1の特定営業期間（連続する2営業期間をいう。）の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「直前営業期間の営業収益」とあるのは「直前2営業期間の営業収益の合計額」と、「直前営業期間の経常利益」とあるのは「直前2営業期間の経常利益の合計額」と、「直前営業期間の当期純利益」とあるのは「直前2営業期間の当期純利益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。（施行規則第1229条第2項）

(注) 規制府令各号に定める基準について、投資法人の営業期間が6月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（1の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。（規制府令第55条の3第3項）

【利益相反のおそれがある取引に関する情報】

開示項目	適時開示	内部者取引規制	臨時報告書の提出要件
a. 利益相反取引のおそれ	○ 上場規程第1213条第3項第3号 資産運用会社等が、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引（同法第54条において準用する場合を含む。）又は同法第203条第2項に定める取引を行った場合（投資信託の受益者に対してこれらの規定に基づく書面の交付を要する場合に限る。）		

以上